

令和4年9月27日

資料2

第12回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

# 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定と次期国民健康づくり運動プランについて
2. 本日の論点
3. 次期基本的事項が目指す方向性について
4. 次期基本的事項のスケジュールについて
5. 次期基本的事項の基本的な方針・目標等について

# 1. 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定と 次期国民健康づくり運動プランについて

## 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定について

- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）は歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第12条第1項において、厚生労働大臣が定めることと規定されている。
- 令和4年8月3日の厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「栄養部会」という。）において、令和6年度から開始予定である次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（以下「次期基本的事項」という。）の策定に向けた検討の方法の進め方が承認された。
- なお、本検討にあたっては、令和6年度から開始予定の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の次期国民健康づくり運動プラン（以下「次期プラン」という。）の策定に向けた検討の進め方との整合性を図っている。

- 次期基本的事項の検討にあたっては、
  - 現行の基本的事項の各基本的な方針・具体的指標の見直しや新たに設定すべき分野の検討
  - 評価手法などに係る具体的なデータ収集
  - 評価指標や目標値の検討等等の作業が必要であることから、現在、栄養部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会（以下「本専門委員会」とする。）において、栄養部会と連携しながら、検討作業を進める。
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終報告書に掲げられた「次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に向けての課題等」を中心に検討を行い、次期基本的事項を策定する。

# 次期基本的事項の策定に向けた今後のスケジュール

## 今後の次期基本的事項の策定等に関するスケジュール

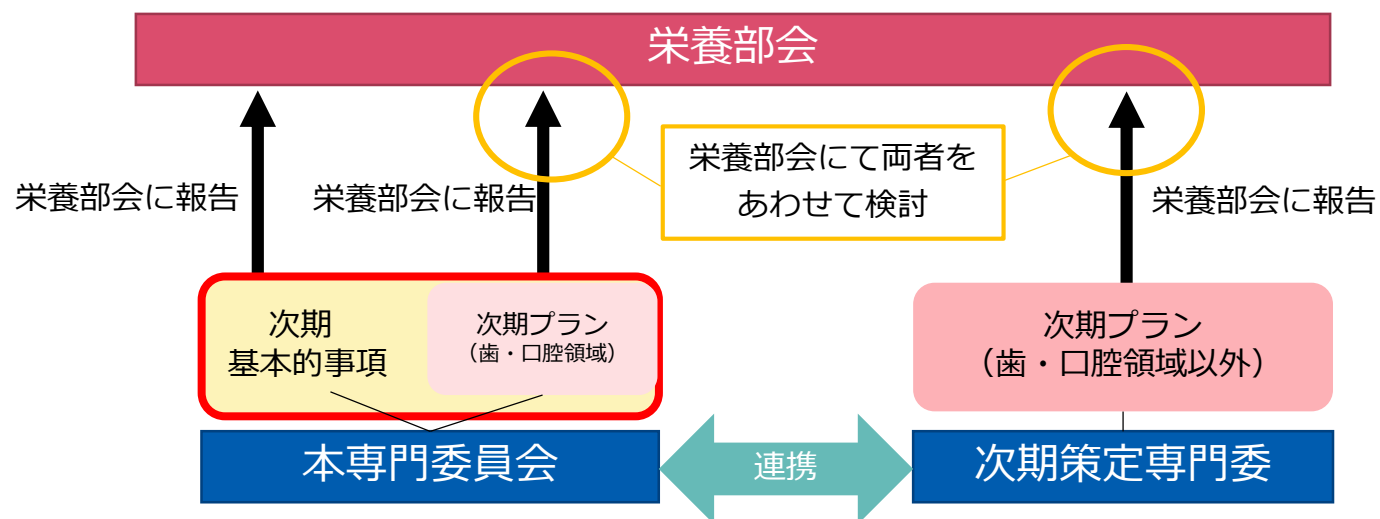
- ・ 次期プランの策定スケジュール等と整合性をもたせたスケジュールとなっている。
- ・ 2022年9月より次期基本的事項の方針について本専門委員会で議論を開始し、2023年初頭を目途に次期基本的事項最終案をとりまとめる。
- ・ 2023年2～3月に開催予定の栄養部会に本専門委員会より最終案を報告、栄養部会にて審議し最終策定の後、次期基本的事項を公表予定。
- ・ 2023年度中に、都道府県及び市町村が、次期基本的事項を踏まえた、都道府県等の次期歯科口腔保健の基本的事項を策定することを目指す。
- ・ 2024年度より、次期基本的事項を開始する。

## 今後の専門委員会等の開催予定

2022年	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月
本専門委員会		<b>専門委員会①</b> ▶ 全体の方向性の検討等	<b>専門委員会②</b> ▶ 指標の検討等	<b>専門委員会③</b> ▶ 指標の検討、骨子案等	<b>専門委員会④</b> ▶ 次期基本的事項素案	<b>専門委員会⑤</b> ▶ 次期基本的事項最終案	
(参考) 栄養部会	<b>第45回栄養部会</b> ▶ 次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項策定に向けた検討の進め方		<b>第46回栄養部会</b> ▶ 歯科専門委員会①～③の報告 ▶ 次期基本的事項骨子案 等			<b>第47回栄養部会</b> ▶ 次期基本的事項案の最終審議 等	

## 次期基本的事項と次期プランの連携について

- 健康日本21は、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として開始され、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として位置付けられている。
  - 健康日本21（第二次）の評価の結果や、国民の健康を取り巻く現状・課題等を踏まえ、令和6年度から開始予定の次期国民健康づくり運動プラン（以下「次期プラン」という。）の策定に向けて、栄養部会に「次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）策定専門委員会」（以下「次期策定専門委」という。）が設置され、次期プランの策定に向けた検討が開始されている。
- 次期基本的事項と、次期プランにおける歯・口腔領域に関する内容については、内容面で関連が強いことから、本専門委員会にて一体的に検討する。
  - また、次期プランにおける歯・口腔領域とその他の領域での整合性を図るため、本委員会と次期策定専門委で連携を図るとともに、栄養部会で両委員会から報告された内容をあわせて検討する。



## 2. 本日の論点



# 基本的事項の現状と次期基本的事項の方向性（概要）

## 基本的事項の現状

- 現行の基本的事項では、5つの歯科口腔保健の推進のための基本的な方針のうち、「一）口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を除く4方針について、19項目の目標・計画（以下「目標等」という）を設定している。

【参考】第一 歯科口腔保健の健康のための基本的な方針

- 一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- 二 歯科疾患の予防
- 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上
- 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 最終評価において、全19項目についてその達成状況を評価・分析した結果は、A評価（目標値に達した）は2項目、B評価（現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある）は6項目、C評価（変わらない）は1項目、D評価（悪化している）は1項目、E評価（評価困難）は9項目であった。
- 現行の基本的事項の最終評価では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年歯科疾患実態調査が中止されたことにより、評価が困難となり、事前の想定とは異なる参考指標にて評価を行った項目があった。

## 次期基本的事項の方向性

- 次期基本的事項の策定に際して、次期プランにおける歯・口腔の領域に関する内容とともに、一体的に検討し、策定のスケジュールも含めて整合性を図ることとなっている。
- なお、策定のスケジュールと同様に、次期基本的事項の今後の計画期間・ベースラインの提示・評価実施時期等についても、次期プランと整合性を図ることを検討する。



## 次期基本的事項に関する論点

### 1. 次期基本的事項の方向性について

- 次期基本的事項の方向性（パーパスやグランドデザイン）についてどのように考えるか。
- 次期基本的事項の計画期間・評価実施時期や歯科疾患実態調査の実施時期等を、次期プランの計画期間・実施時期等と整合性を図ることについてどのように考えるか。
- 基本的な方針（本文を含む）及び目標等を一体的に見直すこととしてはどうか。また、新たに設定すべき基本的な方針及び目標等について、どのような内容が考えられるか。
- 目標等の数については、計画期間中に実現可能性があり、かつ、PDCAサイクルを実践する上で把握可能で活用できる目標等を、現行と同数程度の設定することとしてよいか。
- データソースは、歯科疾患実態調査等の公的統計を利用することを原則としてはどうか。一方で、公的統計で取得不可能なデータ・パンデミック等により統計調査が実施困難な場合に、活用できる代替データソースとしてどのようなものが適当であると考えられるか。

### 2. 次期基本的事項と次期プランにおける歯・口腔の領域の連携の方向性について

- 次期プランにおける歯・口腔の領域の項目の内容について、次期基本的事項の目標等の一部と共通の指標を設定し、整合性を図る方向性でよいか。

### 3. 次期基本的事項が目指す方向性について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 次期基本的事項のパーパス（案）

## これまでの成果

- ・ 喪失歯数の減少（高齢期の歯数の増加）
- ・ 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の充実
- ・ 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- ・ 診療報酬等による口腔管理等への対応
- ・ **国民の歯科口腔保健への関心の向上**

## 課題

- ・ 基本的事項の一部の**指標が悪化**
- ・ 歯や口腔の健康に関する**健康格差**や**地域格差**
- ・ 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の**連携**
- ・ **PDCAサイクル**の推進が不十分
- ・ 新興感染症発生時等の**データ収集**における課題

## 予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- ・ 総人口減少、子ども・若者の減少、高齢化の進展
- ・ デジタルトランスフォーメーションが加速することへの対応
- ・ PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

## 歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

## 全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

### ① 個人のライフコースに沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

### ② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの推進

- ・ 個人の特性・背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現
- ・ 様々な担い手（プレーヤー）が有機的に連携し、社会環境の整備を支える
- ・ 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- ・ 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

歯科口腔保健パーパス（Oral Health Purpose）の実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める

## 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

歯・口腔の健康が関わる  
疾病の予防・重症化予防

適切な食生活の実現や  
社会生活等の質の向上

## 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

歯・口腔の  
健康のための  
個人の行動変容

口腔機能の獲得・維持・向上

良好な  
口腔領域の  
成長発育

歯科疾患の  
発症予防

歯科疾患の  
重症化予防

生涯にわたる  
歯・口腔の健康

## 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等の有機的な連携

## 次期基本的事項に関する論点

### 1. 次期基本的事項の方向性について

- 次期基本的事項の方向性（パーパスやグランドデザイン）についてどのように考えるか。
- 次期基本的事項の計画期間・評価実施時期や歯科疾患実態調査の実施時期等を、次期プランの計画期間・実施時期等と整合性を図ることについてどのように考えるか。
- 基本的な方針（本文を含む）及び目標等を一体的に見直すこととしてはどうか。また、新たに設定すべき基本的な方針及び目標等について、どのような内容が考えられるか。
- 目標等の数については、計画期間中に実現可能性があり、かつ、PDCAサイクルを実践する上で把握可能で活用できる目標等を、現行と同数程度の設定することとしてよいか。
- データソースは、歯科疾患実態調査等の公的統計を利用することを原則としてはどうか。一方で、公的統計で取得不可能なデータ・パンデミック等により統計調査が実施困難な場合に、活用できる代替データソースとしてどのようなものが適当であると考えられるか。

### 2. 次期基本的事項と次期プランにおける歯・口腔の領域の連携の方向性について

- 次期プランにおける歯・口腔の領域の項目の内容について、次期基本的事項の目標等の一部と共通の指標を設定し、整合性を図る方向性でよいか。

## 4. 次期基本的事項のスケジュールについて

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 次期プランの期間について（案）

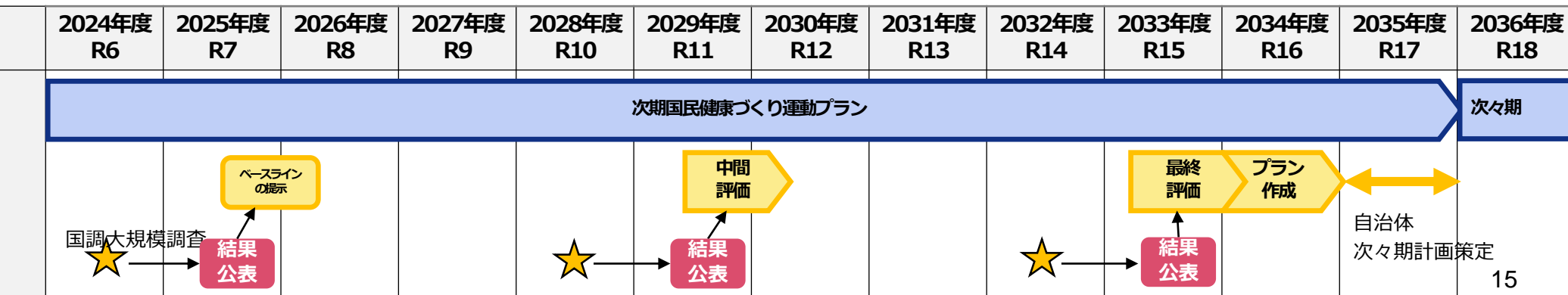
- 次期プランについては、現行の健康日本21（第二次）の計画期間を1年間延長することで、他計画（医療費適正化計画：6年、医療計画：6年、介護保険事業（支援）計画：3年）の計画期間と一致させることとしている。
- 国民健康づくり運動プランによる健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要することを踏まえた期間設定が必要である。
- また、次期プラン期間中に、自治体による次々期計画策定のための期間を1年程度設けることが必要。
- 加えて、中間評価・最終評価において、指標の主たるデータソースとして参照する国民健康・栄養調査（国調）の大規模調査（※）の実施が、保健所負担等を踏まえ4年に1度であることを考慮する必要。

※健康日本21（第二次）運動期間中は、平成24年及び平成28年に、通常時より客体数を4倍にして実施（令和2年に予定していた調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）  
 全国平均だけでなく、一部の項目は「都道府県別の結果」も公表  
 また、都道府県は、大規模調査にあわせて県民健康・栄養調査を実施し、国民健康・栄養調査データと合算して集計し、都道府県の健康増進計画の評価等に活用していることが多い。

以上を踏まえ、

- 次期プランの期間については、12年とし、次期プランのビジョンや方向性は長期的な視点ももって検討することとしてはどうか。
- なお、次期プラン期間中は、毎年、基本となる指標についての報告を推進専門委員会（地域保健健康指導栄養部会に別途設置予定）で実施し、中間評価では、必要に応じて指標の見直しも含めて検討することとするとしてどうか。

※地方分権改革に関する提案募集においても、次期プランの期間を12年とすべき、とする要望が自治体から寄せられている。



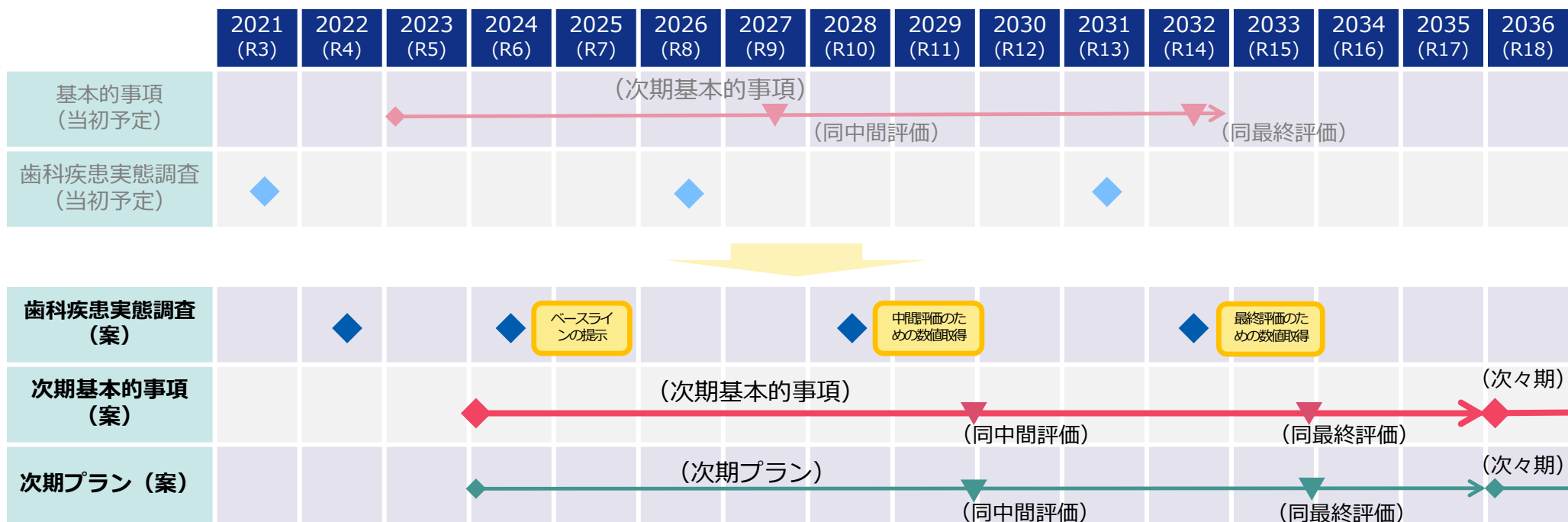




# 次期基本的事項のスケジュール（案）

## 次期基本的事項のスケジュールについて（案）

- 次期基本的事項の計画期間については、次期プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、12年間とする。
- 次期プランと整合性を図ることも踏まえ、次期基本的事項の中間評価を計画開始後6年を目処に、次々期基本的事項の策定のための期間も加味し、最終評価を同10年を目処に行う。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、2024年から4年ごとに実施する。



## 次期基本的事項に関する論点

### 1. 次期基本的事項の方向性について

- 次期基本的事項の方向性（パーパスやグランドデザイン）についてどのように考えるか。
- 次期基本的事項の計画期間・評価実施時期や歯科疾患実態調査の実施時期等を、次期プランの計画期間・実施時期等と整合性を図ることについてどのように考えるか。
- 基本的な方針（本文を含む）及び目標等を一体的に見直すこととしてはどうか。また、新たに設定すべき基本的な方針及び目標等について、どのような内容が考えられるか。
- 目標等の数については、計画期間中に実現可能性があり、かつ、PDCAサイクルを実践する上で把握可能で活用できる目標等を、現行と同数程度の設定することとしてよいか。
- データソースは、歯科疾患実態調査等の公的統計を利用することを原則としてはどうか。一方で、公的統計で取得不可能なデータ・パンデミック等により統計調査が実施困難な場合に、活用できる代替データソースとしてどのようなものが適当であると考えられるか。

### 2. 次期基本的事項と次期プランにおける歯・口腔の領域の連携の方向性について

- 次期プランにおける歯・口腔の領域の項目の内容について、次期基本的事項の目標等の一部と共通の指標を設定し、整合性を図る方向性でよいか。

## 5. 次期基本的事項の基本的な方針・目標等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 現在の基本的事項の骨格

## 前文

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

## 現在の構成（骨子）

### 第一 歯科口腔保健の健康のための基本的な方針

- 一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- 二 歯科疾患の予防
- 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上
- 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

### 第二 歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項

### 第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

### 第四 調査及び研究に関する基本的な事項

### 第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

# 現在の基本的事項の骨格

## 第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

### 一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域（保健所、市町村保健センター等）、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。また、平成元年(1989年)より80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

### 二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

また、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

# 現在の基本的事項の骨格

## 第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針（続き）

### 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の始めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。

### 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

### 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を配置すること、また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

また、歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

# 現行の基本的事項の評価項目と最終評価（案）

項目	評価	最終評価（直近値）	目標値	目標値（変更後）
<b>1. 歯科疾患の予防</b>	<b>目標全体の評価：E</b>			
（1）乳幼児期				
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	B	88.1%	90%	
（2）学齢期				
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	A	68.2%	65%	
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	E	-	20%	
（3）成人期				
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	A	21.1%	25%	
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	E	-	25%	
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	E	-	10%	
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	E（参考指標：C）	-	75%	
（4）高齢期				
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	E	-	10%	
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	E	-	45%	
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	E（参考指標：B）	-	70%	80%
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	E（参考指標：B）	-	50%	60%
<b>2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上</b>	<b>目標全体の評価：D</b>			
（1）乳幼児期及び学齢期				
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	D	14.0%	10%	
（2）成人期及び高齢期				
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	C	71.5%	80%	
<b>3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</b>	<b>目標全体の評価：B*</b>			
（1）障害者・障害児				
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	B*	77.9%	90%	
（2）要介護高齢者				
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	B*	33.4%	50%	
<b>4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</b>	<b>目標全体の評価：B</b>			
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	E	-	65%	
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	B	45都道府県	23都道府県	47都道府県
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	B	37都道府県	28都道府県	47都道府県
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	B	46都道府県	36都道府県	47都道府県

※ 参考指標について；E評価の項目のうち、中間評価以降の参考値等が得られ、統計分析が可能であったものについて分析を行い、その結果を参考指標として（ ）に記載した。



# (参考) 現プランの評価項目と最終評価 (案)

※歯・口腔の領域を抜粋

項目	評価指標	評価	最終評価 (最新値)	目標値	目標値 (変更後)
①口腔機能の維持・向上 (60歳代における咀嚼良好者の割合の増加)	60歳代における咀嚼良好者の割合	C	71.50%	80%	
②歯の喪失防止		E (参考B)			
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	E※ (参考B)		50%	60%
イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	E※ (参考B)		70%	80%
ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	40歳で喪失歯のない者の割合	E※ (参考C)		75%	
③歯周病を有する者の割合の減少		E			
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	(A)	21.10%	25%	
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	(E) ※		25%	
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	(E) ※		45%	
④乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		B			
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県数	(B)	44	23	47
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県数	(B)	37	28	47
⑤過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	E ※		65%	

※新型コロナウイルス感染症の影響でデータソースとなる調査が中止となった項目



# データソースについて

- 現行の基本的事項の最終評価では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和3年歯科疾患実態調査が中止され、多くの具体的指標が評価困難となった。
- 評価困難となった具体的指標については、規定のデータソース以外の公的統計や研究データ等を参考指標として評価を行うことを検討したが、ベースライン時若しくは中間評価時と最終評価時を比較可能なデータは限られ、参考指標の評価が可能であった具体的指標は一部に留まった。

## 現行の基本的事項の具体的指標の目標値に使用している公的統計

- 歯科疾患実態調査
- 学校保健統計調査
- 国民健康・栄養調査
- 地域保健・健康増進事業報告

## その他考えられるデータソース

- 国民生活基礎調査
- レセプト情報・特定健診等情報等データベース(NDB)
- 厚生労働科学研究事業
- 厚生労働省予算事業による調査研究事業

## 次期基本的事項に関する論点

### 1. 次期基本的事項の方向性について

- 次期基本的事項の方向性（パーパスやグランドデザイン）についてどのように考えるか。
- 次期基本的事項の計画期間・評価実施時期や歯科疾患実態調査の実施時期等を、次期プランの計画期間・実施時期等と整合性を図ることについてどのように考えるか。
- 基本的な方針（本文を含む）及び目標等を一体的に見直すこととしてはどうか。また、新たに設定すべき基本的な方針及び目標等について、どのような内容が考えられるか。
- 目標等の数については、計画期間中に実現可能性があり、かつ、PDCAサイクルを実践する上で把握可能で活用できる目標等を、現行と同数程度の設定することとしてよいか。
- データソースは、歯科疾患実態調査等の公的統計を利用することを原則としてはどうか。一方で、公的統計で取得不可能なデータ・パンデミック等により統計調査が実施困難な場合に、活用できる代替データソースとしてどのようなものが適当であると考えられるか。

### 2. 次期基本的事項と次期プランにおける歯・口腔の領域の連携の方向性について

- 次期プランにおける歯・口腔の領域の項目の内容について、次期基本的事項の目標等の一部と共通の指標を設定し、整合性を図る方向性でよいか。